

令和2年4月8日

保護者の皆さまへ

文京区子ども家庭部

幼児保育課長 横山 尚人

緊急事態宣言に伴う保育園の運営について

保護者の皆さまにおかれましては、これまでも自主休園による新型コロナウイルス感染症の拡大防止にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

この度、4月7日の国による緊急事態宣言を受け、本区の保育園運営について、下記のとおりお知らせいたします。これまで以上に一致団結して感染の拡大を食い止めるべく、保護者の皆さまには、ご理解、ご協力いただきますよう、改めてお願い申し上げます。

記

1 保育園の運営について

- ①保育園は原則として「臨時休園」とします。保育園がお休みとなることをお勤め先等にお伝えいただき、ご自宅での保育をお願いします。
- ②緊急事態宣言下においても従事しなければならないお仕事に就かれている方等、どうしても保育が必要なご家庭については「緊急特別保育」として実施します。
- ③「緊急特別保育」を希望する人がいない日は、園を閉じ、園の職員も外出を控えることとします。

新型コロナウイルスの感染を最大限に防ぐ手立ては「家にいること」です。登園することによってお子さまやご家族の感染リスクが高まることについてご理解ご了承くださいますようお願いいたします。従事する保育士も、大切な子どもたちが目に見えない感染リスクにさらされ、園を通じて感染したら、自分自身が媒介してしまい、そのために園児の命が危険にさらされてしまったらという平時ではあり得ない極めて苛烈なストレスにさらされながら保育を行っております。繰り返しますが、「家にいること」で命や健康を損なうリスクが下げられます。

なお、今回の緊急特別保育は原則として、現在お通いの園ごとに対応することといたします。

このお願いは、保護者の皆さまや保育士が大切に思っているお子さま方をはじめ、保護者の皆さまご自身、そして園の保育士等職員を守るためのお願いです。

大切な命が失われたり、どなたも苦しい思いをしたりすることのないよう、どうぞご理解くださいますよう心からお願い申し上げます。

2 緊急特別保育の手続きについて

(1)対象期間

4月9日（木）から5月6日（水）まで

(2)届出について

臨時休園期間中に「緊急特別保育」が必要なご家庭は、別紙「緊急事態宣言における「緊急特別保育」についての届出書」に、必要事項を記載の上、各園にご提出ください。

「緊急特別保育」が不要なご家庭は、届出書の「緊急特別保育は利用しない」欄に丸印をつけてご提出ください。

提出後、事情が変わったときは、園にご連絡ください。

※届出書は4月10日までに園にご提出ください。（間に合わない場合は園にご相談ください）

3 その他

- (1) 育児休業中の方については原則としてご自宅での保育をお願いしますが、個別の事情がある場合は園にご相談ください。
- (2) ご家庭での子育てについてご不安やご心配なことがありましたら、園にご相談いただくか、以下の相談先にご相談ください。
- (3) 緊急特別保育を行う場合、各園の状況によっては、給食の提供ではなくお弁当のご持参をお願いすることがあります。
- (4) 基本保育料が発生している方（0歳から2歳児クラスのみ）については、お休みした日数について日割りにより還付いたします。詳細は追って、区ホームページ等でお知らせします。

【相談先】（平日午前8時30分から午後5時）

○健康、育児（栄養、歯科）電話相談

保健サービスセンター 03-5803-1807

保健サービスセンター本郷支所 03-3821-5106

○ご家庭での子育ての不安や心配に関する電話相談

子ども家庭支援センター 03-5803-1109

4 本件についての問い合わせ

子ども家庭部幼児保育課幼児保育係

電話 03-5803-1189